

リレーションシップバンキングの機能強化に向けて

■リレーションシップバンキングの機能強化に向けた取り組み

当行では、「地域社会の発展を常に考え行動すること」、「お客さまとの創造的な関係を深めること」を企業理念に掲げ、地元地域の中小企業や個人のお客さまを主なお取引先として、お客さまとの信頼関係に基づく継続的なお取引を進めてまいりました。

一方、平成15年3月に金融庁より公表された、「中小企業金融再生に向けた取り組み」と地域金融機関の「健全性確保、収益性向上等に向けた取り組み」を2本柱とする「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」に沿って、諸施策を進めてまいりました。

平成17年3月をもって、平成15年、16年度の2年間にわたる、「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」の集中改善期間は終了いたしました。この間、当行では、リレーションシップバンキングの機能強化計画に関する取り組みを業務計画の重要施策と位置づけるとともに、平成16年度よりスタートした新中期経営計画（R-PLAN）にも組み入れ、計画達成に向けて取り組んでまいりました。

1. 中小企業金融再生に向けた取り組み

(1) 創業・新事業支援機能などの強化

当行グループによる企業育成ファンド「群馬キャピタル1号投資事業有限責任組合」を設立するとともに、群馬県が組成した「ぐんまチャレンジファンド」にも出資するなど、将来性・成長性のある中小企業の発掘、支援、育成に積極的に取り組んでまいりました。

(2) 取引先企業に対する経営相談・支援機能の強化

お取引先に経営情報やビジネスマッチング情報をタイムリーに提供するため、地銀ネットワークサービスの「法人向け情報サイト」を営業店に接続するなど、行内のインターネット利用環境を整備しました。また、お取引先に対する経営支援の一環として、税務・法律・経営相談を継続的に実施してまいりました。

(3) 早期事業再生に向けた積極的取り組み

厳しい経済環境の中で経営改善に真剣に取り組んでいるお取引先の早期事業再生のため、経営支援室を中心に改善計画策定や経営課題解決に向けた支援を実施してまいりました。また、私的整理ガイドラインや中小企業再生支援協議会などを活用した早期事業再生を実施するなどお取引先の再建支援に積極的に取り組んでまいりました。さらに、過剰債務処理や事業の再構築を必要としているお取引先企業などに対する再生に向けた支援を目的とした「ぐんま企業再生ファンド」を創設いたしました。

(4) 新しい中小企業金融への取り組みの強化

担保・保証に過度に依存しない融資の促進に向けて信用格付・スコアリングを活用した商品を充実させたほか、お取引先の資金調達の多様化に対応して、私募債の受託・引受・保証業務に積極的に取り組むとともに、商工組合中央金庫と連携して定時償還型私募債を商品化いたしました。また、創業・新事業支援・事業再生などに関する事例や金融手法などについての情報交換や研究を進め、地域経済の発展に一層貢献していくことを目的として、日本政策投資銀行と業務協力協定を締結いたしました。

(5) 顧客への説明態勢の整備、相談・苦情処理機能の強化

与信取引の基本規定（クレジットポリシー）を改定し「説明義務の遵守」を明記するとともに具体的な説明方法や内容などを定めた「与信取引における説明に関する基本方針」を制定することにより、お客さまの銀行取引に関する知識・経験に応じた適切な説明を行う態勢に整備いたしました。また、発生した苦情に対しては誠実かつ迅速に対応し、苦情原因の分析を行うとともに苦情事例に基づいた研修などを実施し、再発防止に努めてまいりました。

2.健全性確保、収益性向上などに向けた取り組み

厳格な自己査定を実施するとともに、担保掛目を見直し引当金を厚くするなど財務体質の強化を図ったほか、お取引先の経営改善・事業再生などを支援することにより不良債権の縮減に取り組んでおります。また、信用リスク定量化システムにより信用リスクデータを蓄積するとともに、債務者格付と自己査定を同時に実施する格付・自己査定システムの開発を完了するなど収益管理態勢の整備を進めました。さらに、収益管理態勢の高度化をめざして統合収益管理システムの運用を開始いたしました。

■地域密着型金融の機能強化の推進に関するアクションプログラム

平成17年3月に、「リレーションシップバンキングの機能強化計画に関するアクションプログラム」の集中改善期間の終了に伴い、これを継承する新たなプログラムとして、「地域密着型金融の機能強化の推進に関するアクションプログラム（新アクションプログラム）」が金融庁より公表されました。新アクションプログラムでは、平成18年度末までの2年間で「重点強化期間」と位置づけ、①事業再生・中小企業金融の円滑化、②経営力の強化、③地域の利用者の利便性向上に向けた取り組みを促しております。

これを受けて、各中小・地域金融機関は平成17年8月末までに「地域密着型金融推進計画」を金融庁に提出することになっております。

当行では、現在、新アクションプログラムに沿って、地域の活性化、地域での新事業支援など中小企業金融の円滑化、経営体質のさらなる強化などに向けた諸施策の策定に着手しております。

リレーションシップバンキングの機能強化計画に関する取り組みを継承しつつ、新中期経営計画の展開や新アクションプログラムに基づく新たな施策を通じて地域密着型金融を推進し、お客さまから一層信頼される銀行となるよう努力してまいります。

新アクションプログラム（平成17～18年度）

《1.事業再生・中小企業金融の円滑化》

- (1) 創業・新事業支援機能等の強化
- (2) 取引先企業に対する経営相談・支援機能の強化
- (3) 事業再生に向けた積極的取組み
- (4) 担保・保証に過度に依存しない融資の推進等
- (5) 顧客への説明態勢の整備、相談苦情処理機能の強化
- (6) 人材の育成

《2.経営力の強化》

- (1) リスク管理態勢の充実
- (2) 収益管理態勢の整備と収益力の向上
- (3) ガバナンスの強化
- (4) 法令等遵守（コンプライアンス）態勢の強化
- (5) ITの戦略的活用
- (6) 協同組織中央機関の機能強化
- (7) 検査、監督体制

《3.地域の利用者の利便性向上》

- (1) 地域貢献等に関する情報開示
- (2) 中小企業金融の実態に関するデータ整備
- (3) 地域の利用者の満足度を重視した金融機関経営の確立
- (4) 地域再生推進のための各種施策との連携等
- (5) 利用者等の評価に関するアンケート調査

（金融庁）